相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市鶴田町一八四番地五、最後の住所山形市飯田三丁目一番一二号ロイヤルハイツヤマシチ二〇六号

被相続人　亡　中谷　広和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十四日

山形市旅篭町二丁目一番一一号ステージ八山二階　霞城東法律事務所

相続財産管理人　弁護士　金山　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県鹿嶋市大字平井一三〇七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　大崎　治男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十四日

茨城県神栖市大野原四丁目七番一号鹿島セントラルビル本館八階

相続財産管理人　柴田　大輔

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県猿島郡境町一四六五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　大串　健司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十四日

茨城県下妻市大園木二八三九―一　大建ビル二階

相続財産管理人　関　健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都豊島区西池袋四丁目一〇番地一、最後の住所埼玉県入間市大字野田六六〇番地

被相続人　亡　福島　喜彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十四日

埼玉県坂戸市日の出町一六番一一坂戸駅前通りハイツ九〇三

相続財産管理人　弁護士　林　真由美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区荻窪二丁目五五九番地、最後の住所横浜市鶴見区下野谷町一丁目四六番地三サンコーポ二F

被相続人　亡　花田　伸吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十四日

神奈川県鎌倉市大船二丁目一九番三六号渡辺ビル二F　相続財産管理人　太田　悦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区西新橋三丁目八九番地、最後の住所神奈川県藤沢市西俣野八六番地

被相続人　亡　小原美智子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十四日

横浜市中区相生町一丁目一番五号ビッグジャパン関内ビル三階

相続財産管理人　弁護士　赤松　由章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県長野市大字川合新田一六三四番地四、最後の住所長野県長野市大字川合新田一六〇三番地　被相続人　亡　北村　勤

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十四日

長野市大字南長野北石堂町一二一一―一グランドハイツ二一―三〇五

相続財産管理人　弁護士　荒井　常晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県袋井市岡崎六四五六番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鈴木　喬

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十四日

静岡県袋井市睦町一三番地の七　陽香マンション二〇四号室

相続財産管理人　中山　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県岐阜市金竜町四丁目六番地、最後の住所岐阜県岐阜市洞九九〇番地

被相続人　亡　平工眞市郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十四日

愛知県名古屋市中区丸の内三丁目六番四号リバーパーク丸の内ビル一〇階

相続財産管理人　弁護士　北口　雅章

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県鈴鹿市岸岡町一七〇〇番地一七二、最後の住所三重県鈴鹿市岸岡町一七〇〇番地の一七二　被相続人　亡　眞弓　信雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十四日

三重県津市羽所町三四五津駅前第一ビル六階　相続財産管理人　**北薗**　太

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県津市高茶屋七丁目一二番、最後の住所三重県津市高茶屋七丁目一二番一五号

被相続人　亡　野村　正民

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月十四日

事務所三重県津市栄町二丁目四六六番地楠井法律事務所

相続財産管理人　西澤　博

第78期決算公告

平成23年2月14日　滋賀県長浜市東上坂町351番地2

湖北精工株式会社

代表取締役　小川　孝史

貸借対照表の要旨

（平成22年3月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,879,591	流動負債	2,041,471
固定資産	2,897,166	固定負債	1,908,674
		株主資本	1,824,157
		資本金	122,000
		資本剰余金	50,000
		利益剰余金	1,750,337
		利益準備金	30,500
		その他利益剰余金	1,719,837
		（うち当期純利益）	（181,002）
		自己株式	△98,180
		評価・換算差額等	2,453
資産合計	5,776,757	負債・純資産合計	5,776,757

第23期決算公告

平成23年2月14日

愛知県常滑市字椎田口51番地

株式会社マルヤス建物

代表取締役　伊奈　正彦

貸借対照表の要旨

（平成22年9月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	20,339	流動負債	83,146
固定資産	846,196	固定負債	475,734
繰延資産	3,065	株主資本	310,721
		資本金	99,000
		資本剰余金	11,000
		その他資本剰余金	11,000
		利益剰余金	200,721
		利益準備金	20,000
		その他利益剰余金	180,721
		（うち当期純利益）	（17,876）
資産合計	869,601	負債・純資産合計	869,601